農地中間管理事業業務委託契約書　　　　　　　　　1

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇（以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第１条　甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

２　乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

３　乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」 という。）を甲と事前に協議し作成提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

（委託費）

第２条　甲が、乙に支払う委託費は、経常的な業務に要する経費と随時、個別に行う業務に係る経費の2種とする。

（１）農地利用集積業務や契約保全管理等、経常的に実施する業務の委託料の範囲は、別表１のとおりとする。

（２）制度の周知活動や賃料支払い等、随時、個別業務に係る委託料の範囲は、別表２のとおりとする。

（契約期間）

第３条　業務を委託する期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（委託費の支払い）

第４条　甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を乙の請求により支払うものとする。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。但し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１８０条の２の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うことができる。

（委託業務の遂行）

第６条　乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（委託業務の報告）

第７条　乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第８条　甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、額を確定するものとする。

２　前項の委託費の確定額は、第２条に規定する委託費の実支出額とする。

　　ただし、甲は、受託者の実支出額の総額が甲の当該年度予算総額を超える事態となる場合は、予算の範囲内で額の確定を行うことができるものとする。

（委託業務の中止）

第９条　乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第４条及び第８条の規定に準じて精算するものとする。

（契約の解除等）

第10条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

（実施状況等の報告）

第11条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

（証憑書類の備え置き）

第12条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証憑書類を契約期間満了の日から５か年間保存しなければならない。

（疑義の決定）

第13条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（別表１）

１．経常的に委託する業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 委託料の範囲 |
| 1．中間管理事業に関する農地利用集積業務  ・　農用地利用集積等促進計画案の作成業務  ・　中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付  ・　農地台帳情報との照合確認  ・　貸し手・借り手の調整業務   * 中間管理情報システムへの情報入力   ・　上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 | 左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費  （業務に従事した職員に係る人件費（但し勤務時間内は除く）、臨時雇用者賃金、その他業務を行う上で必要となる経費） |
| ２．農地に関する権利の契約情報管理に関する業務  ・　契約情報の保全業務   * 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務   ・　権利の移転手続きに関する業務  ・　満期契約の更新・再貸付に関する業務  ・　契約の照会・相談への対応  ・　業務の実施に必要な研修会等への参加  ・　上記業務の実施に当たって必要な関連業務 |  |

（別表２）

２．随時、個別に委託する業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 委託料の範囲 |
| １．賃料業務  ・地域の賃料相場の検討業務等  ・上記業務の実施に当たって必要な関連業務 | 左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費  （会議、打合せに要した経費等） |

以上の契約の証として、契約書２通を作成し記名捺印の上各１通を保有するものとする。

令和７年４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 名古屋市中区錦三丁目3番8号 |
|  | 公益財団法人　愛知県農業振興基金  　理事長　仲　井　　靖　　　　㊞ |
| 乙 |  |
|  | 代表者　　　　　　　㊞ |